

○「緑の基本計画見直しの概要その1」についてのご意見等について

■ご意見等募集の概要

緑の基本計画見直しの進捗状況の報告として、「緑の基本計画の基本的方針等、はじめに確認しなければならない項目」及び「充実・補強しておかなくてはならない項目・内容」を整理した「緑の基本計画見直しの概要その1」（平成22年8月4日内容確定）を同年8月10日に公表し、広く市民の皆様のご意見を求めました。

■ご意見等募集の期間

平成22年8月10日（緑の基本計画見直しの概要その1の公表日）～平成23年2月18日（緑の基本計画見直しの概要その2の公表日）まで、ご意見等を募集しました。

■ご意見等募集の方法

「緑の基本計画見直しの概要その1」を市役所1階ロビー、各行政センター、財団法人鎌倉市公園協会事務所、財団法人鎌倉風致保存会事務所に配置するとともに、市ホームページに掲載してご意見等を募集しました。

■ご意見等の提出件数等

ご意見等の提出は、1件（平成22年11月1日提出）で、意見の内容は10項目に分類させていただきました。

■提出されたご意見等への対応について

ご提出いただきましたご意見に対する市の考え方は、別紙のとおりです。

この内容について、ご質問等がございます場合は、みどり課までお問い合わせください。

■意見要旨と対応

意見類型	市民等からの意見要旨	対応等	備考
見直し内容の評価	①新しい視点(水路についての流域概念など)が取り込まれ、次期「鎌倉市緑の基本計画」の充実を予感できる。	○見直しの内容を評価するご意見として受け止めます。	
緑の機能の評価などに関する意見	②みどりを守ることは生物多様性を保証する緑を守ることであることを「次期鎌倉市緑の基本計画」ではしっかりと記述すべきだと考えます。	○鎌倉市緑の基本計画は、前回の改訂(平成18年7月)の際に、緑地の機能別評価に「生物多様性」の視点を加え、緑の配置の方針などに反映しています。	概要1・P21 3-2-1 生活快適性向上の視点
		○今回の緑の基本計画の見直しで、生物多様性保全の機能を、樹林地、谷戸の緑、河川、海が結びついた複数の流域の生態系がつくる緑が生物多様性保全に機能するという視点で補強し、この視点も含む、7つの緑の機能に基づく緑地の機能別評価を行って、めざすべき鎌倉市の緑に反映しています。	
	③人工的に作られるみどりの生物多様性を高めるための方策も提示すべきではないでしょうか。	○緑の基本計画見直しの概要その1は、現行の緑の基本計画の第I編の見直しとして、基本的方針等、はじめに確認しておかなければならない項目等について整理したもので、数値目標を含む施策展開の方向性については、見直しの概要その2としてまとめることとしています。	概要1・表紙
		○今回の緑の基本計画の見直しで、社会的要請等に対応する緑の機能の新たな視点として、「生活快適性向上の機能」を追加しており、市街地内の緑が緑の連続性を向上させ、都市の骨格をなす緑の機能を向上させる考え方を示しています。	概要1・P22 3-2-1 生活快適性向上の視点
		○今回の緑の基本計画の見直しで、めざすべき緑の考え方を補強し、鎌倉市の自然環境の特徴の一つである谷戸地形が作り出す小流域単位の小さな流れや既存樹林・住宅地の植栽地などが結びついて形成される緑のネットワークが、緑の機能を向上させる考え方を示しています。	概要1・P23 3-3-1 緑のネットワークの視点
○今回の緑の基本計画の見直しで、緑の配置とネットワークの見直しとして、生き物を育む緑の補強・充実を図っており、緑の多い市街地は、流域低地面の生物多様性保全に関わる緑としての役割を担っていることを評価しています。	概要1・P36 4-2-2 生き物を育む緑		

	<p>③人工的に作られるみどりの生物多様性を高めるための方策も提示すべきではないでしょうか。(続き)</p>	<p>○今回の緑の基本計画の見直しで、緑の配置の方針の見直しとして、緑化推進の計画の補強・充実を図っており、市街地内の良質な緑化を推進することが、生物多様性保全などの機能を有する緑のネットワークの形成につながる旨を説明しています。</p>	<p>概要1・P49 5-3-2 その他の方針</p>
		<p>○なお、現行の緑の基本計画でも、市民・企業・行政の連携による、生物多様性にも配慮した、質の高い市街地の緑の創造を推進する旨を記載しています。</p>	<p>現行計画・P74 II-1-1(2) 緑の質の充実</p>
<p>計画実現に向けた取り組みに関する意見</p>	<p>④「概要その1」では PDCA によるグリーン・マネジメントを取り入れるとしていますが、数値的な将来目標の提示がほとんどありません。これで施策評価が出来るのでしょうか。PDCA による施策評価がしっかりと出来るよう、数値目標を明示した「次期鎌倉市緑の基本計画」にして頂きたいと考えます。</p>	<p>○緑の基本計画見直しの概要その1は、現行の緑の基本計画の第I編の見直しとして、基本的方針等、はじめに確認しておかなければならない項目等について整理したもので、数値目標を含む施策展開の方向性については、見直しの概要その2としてまとめることとしています。</p>	<p>概要1・表紙</p>
		<p>○鎌倉市緑の基本計画は、前回の改訂（平成18年7月）の際に、マネジメントの基本的考え方である PDCA サイクルを更に発展させたグリーン・マネジメントの考え方を示していますが、今回の見直しはこの考え方の更なる実践により、本市の財政環境を踏まえた上で、実効性の高い充実した施策の方向性を検討することを基本方針としています。</p>	<p>概要1・P6 1-6-1 見直しの基本方針</p>
<p>緑の現況と特徴に関する意見</p>	<p>⑤「概要その1」では、現行の「鎌倉市緑の基本計画」にあった年代別の樹林地の変遷が明示されていませんが、年代別の樹林地の変遷は施策評価の重要な指標です。省略することなくこれまで通り明示願います。</p>	<p>○今回の緑の基本計画見直しでは、基本理念、緑の将来都市像などの基本的方針は、引き続き継承する方針であるため、緑の見直しの概要に記載されている内容以外は、基本的に現行の緑の基本計画を継承する予定としています。したがって、緑の基本計画見直しの概要その1に記載した以外の樹林地の変遷は、基本的に現行の緑の基本計画の記載事項を継承していく予定です。</p>	<p>概要1・表紙 概要1・P6 1-6-1 見直しの基本方針</p>
		<p>○今回の緑の基本計画の見直しでは、緑の質にも関わる緑地保全に係る法制度等の適用の変遷を示しています。</p>	<p>概要1・P12～13 2-1-3 緑地保全制度適用の変遷</p>

	<p>⑥ その際、量的な変化だけでなく主な地域ごとの植生の変化 緑の質の変化 あるべき植生についても記述すべきだと考 えます。</p>	<p>○緑の基本計画は、マスタープランであることから、植生変化 など詳細な内容は記載せず、実際の事業展開において、必要 なデータの把握を行う考えです。</p> <p>○現行計画において、緑の質の変化については、本市の樹林地 は、管理不足などによる荒廃した樹林地や景観・生物多様性 にも配慮した市街地の緑化などの課題があることを認識し ています。</p> <p>○緑の現況として、丘陵尾根部から谷戸の斜面地にかけては、 ヤブツバキクラス域の落葉広葉樹林であるクヌギ・コナラ林 を主体とする樹林地が広がるなどの現況を把握したうえで、 あるべき植生も含む生物多様性保全の考え方の補強・充実を しています。</p> <p>○今回の緑の基本計画の見直しで、緑の配置とネットワークの 見直しとして、生き物を育む緑の補強・充実を図っており、 鎌倉市の植生の位置について記載し、その評価をしています。</p>	<p>現行計画・P74 緑の質 の充実</p> <p>概要1・P19 2-2-2 緑 の特徴の新たな視点 概要1・P35 4-2-2 生 き物を育む緑</p>
<p>緑の配置等 の方針に関 する意見</p>	<p>⑦「次期鎌倉市緑の基本計画」では、みどりを守るため（維持管 理作業）のボランティアと市との関係を整理し、書き込む必 要があると考えます。</p>	<p>○今回の緑の基本計画見直しでは、「暮らしを支え豊かにする 緑が広がり続ける都市」「多くの市民が緑を愛し育て続ける 都市」の姿を示していることを踏まえ、緑の配置の方針に新 たに「連携推進の計画」を加えています。</p> <p>○連携推進の計画では、市民の皆様との緑に関する情報の共 有、ボランティアも含む多くの主体が多くの方で参加・参画 できる場をつくるなどして、緑の将来都市像を共有する考 え方を示し、多様な緑、多様な主体の連携を推進する方向性を 示しています。</p> <p>○なお、保全対象とする緑地にボランティア等が関わっている 場合は、事業の中で対応します。</p>	<p>概要1・P46～48 5-3-1 連携推進の計画</p>
<p>その他の意 見</p>	<p>⑧市街地の緑の状況についての記述はあるものの 今後どの ように誘導して、質的にはどうするのか、量の確保はどのよ うにするのか その記述が必要だと考えます。</p>	<p>○緑の基本計画見直しの概要その1は、現行の緑の基本計画の 第I編の見直しとして、基本的方針等、はじめに確認してお かなければならない項目等について整理したもので、緑地の 確保、緑化の推進等の施策展開の方向性については、見直し の概要その2としてまとめることとしています。</p>	<p>概要1・表紙</p>

<p>その他の意見(続き)</p>	<p>⑨今後の緑地がどのように推移していくか、緑地の所有者がどのような形で所有されているのかが重要な指標となります。緑地の所有者別(市や県・国、寺社、6条地域の私有地、それ以外の私有地)に分類されたマップを作成明示すべき願います。</p>	<p>○緑の基本計画は、鎌倉市の緑の現況・特徴として、緑の量と市民意識、緑の特徴をとらえた上で、緑地の機能と機能別の評価を踏まえた緑の配置の方針・緑の将来都市像を示しており、土地の所有者に応じた計画ではありませんが、参考として、現行緑の基本計画に市が所有管理する緑地の位置は示しています。</p> <p>○なお、個別の事業実施段階では、土地所有状況を把握したうえで事業に取り組んでいます。</p>	<p>現行計画 P158 資料編 1 緑に関する基礎資料</p>
	<p>⑩「概要その1」では、擁壁について何の記述がありません。災害防止という視点で見ればある一定の評価はあるものの、擁壁にすることによる弊害は多々あります。景観的な問題、自然の問題だけでなく、微気象は大きく変わり冬寒く夏は暑くなる、雨が降ればそのまま下に流れその土地は水浸しになってしまう。「次期鎌倉市緑の基本計画」ではその代案として、土砂崩れ防止のため自然の治癒力を利用する方策を明示すべきだと考えます。</p>	<p>○緑の基本計画は、マスタープランとしての性格を有することから、擁壁の施工方法及び土砂崩れ防止のために自然治癒力を利用する方策など、個別の事業手法にまで言及するものではありませんが、素案作成段階では、景観面への配慮としての記載の参考とさせていただきます。</p>	<p>—</p>